限定承認公告

本籍愛知県豊明市前後町三ツ谷一二七五番地六六、最後の住所愛知県名古屋市北区志賀本通一丁目八番地エスポワール志賀本通六〇二号

被相続人　亡　勝野　保

右被相続人は平成二十一年九月二十九日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十日

愛知県名古屋市北区志賀本通一丁目八番地エスポワール志賀本通六〇二号

限定承認者　勝野みゆき

限定承認公告

本籍大阪府堺市堺区大浜北町三丁二三九番地、最後の住所大阪府堺市中区宮園町五番一一〇三号

被相続人　亡　芝　武生

右被相続人は平成二十一年十一月二十日死亡し、その相続人は平成二十二年三月二十三日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十日

大阪府茨木市山手台四丁目六番四―三〇八号

限定承認者　芝　弘次

限定承認公告

本籍佐賀県唐津市枝去木二八三九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　平野　松治

右被相続人は平成二十一年七月三日死亡し、その相続人は平成二十二年三月五日佐賀家庭裁判所唐津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十日

福岡県筑紫郡那賀川町片縄北一丁目八―四

限定承認者　塩崎　千鶴

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年四月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年三月三十日

千葉県浦安市北栄一丁目一六番三号

株式会社ＭＵＭ

代表取締役　六井　元一

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　高知県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者の名称

高知県住宅供給公社

二　一で定める者が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年高知県規則第八十八号）別表第一の一に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容

㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号に掲げる業務（同項第四号、第六号及び第七号の業務を除く。）

㈡　県営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他㈠に付随する業務を行うこと

四　一で定める者が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間

平成二十二年四月一日から

平成二十三年三月三十一日まで

平成二十二年三月三十日

高知市九反田四番一〇―四〇一号

高知県住宅供給公社

理事長　浜口　収

訂正公告

平成二十二年三月十九日掲載の被相続人　亡　畠中　雅史に係る限定承認公告中、最後の住所「埼玉県越谷市大字下間久里一一四八番地一越谷スカイハイツＢ―一一三」とあるは「埼玉県越谷市大字下間久里一一四八番地一越谷スカイハイツＢ―一一三」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年三月三十日

埼玉県越谷市大字大里一〇九番地六

限定承認者　畠中　研次

訂正公告

平成二十二年二月十六日掲載の外国会社の全ての日本における代表者の退任公告中、住所「新潟県新潟市北区笹山二〇四四番地」とあるは「新潟県新潟市北区木崎二九一三―一三」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年三月三十日

新潟県新潟市北区木崎二九一三―一三

Mum's English Corp.

日本における代表者　朝妻　尚美

訂正公告

平成二十二年三月十一日（号外第五十号）掲載の無縁墳墓等改葬公告中、改葬を行おうとする者の住所「愛知県豊田市乙部ヶ丘三丁目二〇番地一一号」とあるは「愛知県豊田市乙部ヶ丘三丁目二〇番地一一」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十二年三月三十日

愛知県豊田市乙部ヶ丘三丁目二〇番地一一

杉江　光義

取消公告

平成二十二年三月十七日（号外第五十四号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取り消します。

平成二十二年三月三十日

岡山市中区穭東町二丁目二番五号

（甲）株式会社グロップ

代表取締役　原田竜一郎

岡山市中区穭東町二丁目二番五号

（乙）株式会社デリス

代表取締役　柏原　朋英

取消公告

平成二十一年十月二十一日（号外第二二四号）掲載の第七十二期決算公告は取り消します。

平成二十二年三月三十日

宮崎市高千穂通一丁目四番三〇号

株式会社志多組

代表取締役　早川　忠孝

正誤

平成二十二年三月十九日（号外第五十七号）経済産業省告示第五十五号（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一一ページ上段終りから一八行目から一五行目中「（蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号。以下2において「判断基準」という。）に規定する電球形蛍光ランプ及び判断基準に規定する蛍光灯器具であって施設用のものについては、イを除く。）」は「（令第21条第3号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする照明器具をいう。ただし、卓上スタンド用けい光灯器具を除く。以下同じ。）」の誤り。

同ページ上段終りから一四行目から一二行目中「ねじ込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの（以下「電球形蛍光ランプ」という。）及び電球形蛍光ランプ以外であって施設用のものについては、イを除く。）は「（蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号。以下2において「判断基準」という。）に規定する電球形蛍光ランプ及び判断基準に規定する蛍光灯器具であって施設用のものについては、イを除く。）」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
一二	二	一一三～一二	終りから 扇後の住所岡山県倉敷市連島町西乃浦560番地27	扇後の住所岡山県倉敷市連島町西乃浦560番地27

平成二十二年三月二十九日掲載の（甲）パラダイスリゾート株式会社、（乙）株式会社イーストウッドカントリー倶楽部に係る合併公告中

（印刷誤り）

三〇三	一六	効力発生日	平成二十二年四月成二十二年五月三十日であり、	効力発生日は平成二十二年五月三十日であり、

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月三十日付第六六号一九ページ●同日付政府調達第五九号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　三カ月分（配送料別）